第727号

2023年10月5日（木曜日）
http://yoko373aoiro.or.jp

横浜南 青色だより

発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232−0017
横浜市南区宿町2−44−6
電　話：713−3111㈹
ＦＡＸ：721−5782
発行人：武田　勝
編集責任者
広報委員長：忠田　伸一

発行月（年6回発行）：1月・4月・6月・8月・10月・12月

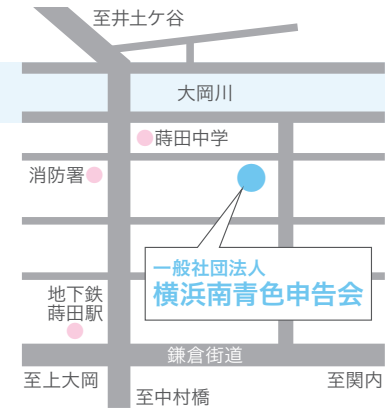

青色申告会の輪を広げましょう〜!!
会員の皆様一人一人が勧奨員となって「会員倍増（勧奨）運動」

11月末まで「会員倍増（勧奨）運動」を実施しております。
会員増強は、青色申告会発展の基盤でありますので、
発展をさせる為には、**会員の皆様の力**が**必要**となります。
会員皆様の周りにいる方々（ご近所、お知り合い、同業種、不動産賃貸をしている方）へ積極的に
お声をかけて頂いて、**1人でも多くのご紹介を頂きますよう**お願い申し上げます。

新規会員のご紹介で
商品券5,000円プレゼント!!

（詳しい条件につきましては2面に掲載の［※1］をご覧ください）

早めの準備で、スムーズな決算を 決算準備指導会開催のお知らせ 予約不要・受付順

令和6年1月23日から開催予定の決算個別指導会を利用される方むけに、記帳(入力)確認等、令和5年分決算の事前準備のための指導会を下記の日程で開催いたします。**決算個別指導会開催期間中**は、**記帳(入力)確認はできません**ので、**ご自身の記帳(入力)内容の確認を受けたい方は、必ず当指導会をご利用ください。**

OCR用紙(右図)をご利用の方は、当指導会でOCR用紙を配付いたしますので、必ずお受け取りください。OCR用紙の配付は当指導会開催期間のみとさせていただきますのでご了承ください。

OCR用紙見本

【開催期間】 令和5年10月2日㈪〜11月30日㈭
［土日祝日・10月23日㈪・10月27日㈮・11月21日㈫を除く］

【受付時間】 午前の部　9時00分〜11時00分　・　午後の部　13時00分〜15時30分
1回の指導時間は30分程度となります。12時〜13時は入場できません。
※受付人数が多数の場合、途中で受付を終了することがございます。

ご持参いただくもの

1. 帳簿（ブルーリターンAをご利用の方はデータ）
2. 事業用の預金通帳
3. 令和3年、令和4年分の決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
4. 10万円以上の資産（リース資産を含む）を購入された方は、金額や明細が分かる書類
5. 大規模な修繕をされた方は、金額や明細が分かる書類
6. 不動産所得の方で、入退去及び賃料に変更がある方は、その内容が分かる書類
7. 会員カード（お持ちの方）
8. その他必要と思われる書類

10月・11月は記帳(入力)確認期間です。

●理事会からの報告●

臨時総会に会費値上げを提案

会費の値上げにつきまして、慎重に検討を致しましたが、令和6年5月から会費月額1,600円を2,000円とすることの提案を令和5年11月21日開催予定の臨時総会に致していくこととなりました。
会員の皆様の深いご理解をお願いいたします。

●事務局のお休みのお知らせ●

11月21日㈫ 終日お休みになります

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

～ 事前準備が重要です ～
消費税インボイス制度導入に伴う記帳指導について

令和5年10月1日より消費税インボイス制度が導入されます。インボイス制度の導入により、**インボイスを申請し初めて消費税課税事業者になる方**は、消費税の申告に向けて10月1日から消費税に対応した記帳をしなければなりません。**記帳をしていないと、消費税の申告をすることができません**ので、消費税対応の記帳が非常に重要になります。

インボイスを申請し初めて消費税課税事業者になる方は、消費税対応の記帳指導を必ず受けてください。また、**既に課税事業者で一般課税を選択している方**は、記帳項目が追加されますので記帳指導を必ず受けてください。

11月までに**記帳指導を受けられなかった方は、当会で令和5年分の消費税の決算指導は受けられません**のでご注意ください。

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C116997
この会報紙は、FSC® 森林認証紙を使用し、責任ある森林管理を支援しています。

青色だよりは、当会ホームページ（http://yoko373aoiro.or.jp）でもご覧いただけます。
横浜南青色申告会　検索

11月の予定

11月14日(火)　納税表彰式
（横浜市金沢産業振興センター15時）

11月21日(火)　拡大三役会　（青申会13時）
理事会　（青申会14時）
臨時総会　（青申会16時）

支部等行事予定表

11月

4日(土) 港南支部 京急上大岡駅街頭広報
（京急上大岡駅コンコース14時）

10日(金) 寿支部 横浜橋通商店街街頭広報
（横浜橋通商店街15時）

11日(土) 大岡支部 弘明寺商店街街頭広報
（弘明寺商店街14時）

12月

4日(月) 寿支部 定例役員会　（青申会14時）

19日(火) 大岡支部 定例役員会（青申会17時）

お知らせコーナー

納期のお知らせ

◎ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
納期限　10月31日

◎ 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付（第2期分）
納期限　11月30日

◎ 個人事業税の納付（第2期分）　納期限　11月30日

無料税務相談（予約制）

【日　程】 11月10日（金）　11月20日（月）
12月11日（月）　12月20日（水）
【担　当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
【場　所】 横浜南青色申告会館
【時　間】 午後1時より午後4時まで
【相談時間】 概ね30分程度
【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713－3111）へお電話にてお申込みください。

無料法律相談（予約制）

【担　当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
【場　所】 沢藤総合法律事務所
【相談時間】 概ね30分程度
【申込方法】 横浜南青色申告会事務局（713－3111）へお電話にてお申込みください。

●住所変更手続き等のお願い●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局（713－3111）へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等をすることができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

◆勧奨方法の一例（事業所得／白色申告者へ勧奨編）

1面よりつづく

勧奨にチャレンジして
会員を1人でも多く増やして
商品券をゲットしよ～！

	白色申告	青色申告（特別控除65万円）	青色申告（特別控除10万円）
収入金額等	6,000,000	同左	同左
必要経費	2,000,000	同左	同左
青色申告特別控除	なし	650,000	100,000
所得控除の合計（基礎控除含む）	1,880,000	同左	同左
課税される所得金額	2,120,000	1,470,000	2,020,000
所得税及び復興特別所得税の計	116,900	75,000	106,600
	白色申告より	41,900円お得	10,300円お得

※住民税・国民健康保険等も軽減されます

［※1］【ご紹介の条件】
❶と❷の条件がそろって紹介者特典の扱いとなります。

❶既会員の方は、会へ「○○様を紹介します」と必ず連絡をする
❷紹介された方は、事務局来所時に「○○様からの紹介です」と必ず伝える

※以前入会されていた方や再入会、事業主変更等（親から子へ等）は、ご紹介特典の対象になりません。

※ご紹介特典は、新規会員の方が入会金と会費（入会月より翌年4月分まで・例：10月に入会した場合は、10月から翌年4月分の7か月分となります）を、お支払い頂いた場合のみお送りいたします。

青色申告会の会員サービス

記帳・決算支援
- 開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算の仕方まで、全力でサポートいたします。
- 源泉徴収や年末調整、パソコン会計もしっかりフォロー。
- e－Tax（国税電子申告・納税システム）を推進しています!

研修会・説明会
- 複式簿記、改正税法の研修会や、会計ソフトの説明会等を随時開催しています。

国の記帳指導
- 国が納税者向けに実施をする記帳指導業務を受託しています。青色申告会の記帳指導実績と信頼の証明です。

会員福利厚生
- 小規模企業共済制度など、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
- 割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。
- 旅行やレクリエーションを開催しています。

税制改正運動
- 国税や地方税制について、個人事業者の立場から要望しています。

融資制度の紹介
- 日本政策金融公庫等の、低金利でお得な融資制度を紹介いたします。

税務相談・法律相談
- 税務や法律上の問題点について、専門家による相談を受けられます。

個人で事業や不動産貸付などを行うすべての方は、記帳・帳簿の保存が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度
記帳する内容▶ 売上などの収入、仕入や経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。
帳簿書類の保存▶ 帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

同じ記帳をするなら特典のある青色申告がお得です！

Q 青色申告とは
A 毎日の売上や仕入などの取引内容を帳簿に記録し（記帳）、 正しい記帳にもとづいて確定申告をする制度です。青色申告をすると、その特典を受けることができます。

Q 青色申告をするには?
A 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を、納税地の所轄税務署に提出してください。
※その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に提出してください。

青色申告の3大特典

❶ 青色申告特別控除
最高65万円（もしくは最高55万円または最高10万円）

- **65万円**：下記55万円の要件に加え、e-Taxによる申告（電子申告）または優良な電子帳簿保存を行うこと。
- **55万円**：事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、取引を正規の簿記の原則により記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき。
- **10万円**：簡易簿記で記帳したときや、小規模な不動産所得者など。

❷ 純損失の繰越控除・繰戻還付

繰越控除
所得が赤字（純損失）になった場合、赤字金額を次の年から3年間、各年分の黒字金額から控除できます。

繰戻還付
赤字金額を繰り戻して前年分の所得税額の還付を受けられます。

❸ 青色事業専従者給与
事業主と生計を一にする親族が事業に専従している場合、支払う給与（相当であると認められる金額）が必要経費になります（事前届出が必要）。

特典は約60項目あります!

インボイスを申請された方へ　改めて確認してください!!

インボイス制度施行後（10月1日以降）の主な対応について

1 適格請求書の交付

取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません。適格請求書とは、特に様式はなく、今まで利用していた請求書等に適格請求書の必要記載事項を追加した請求書等です。なお、不特定多数の者に対して販売等を行う、小売業、飲食店業、タクシー業に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。適格請求書の記載事項は以下の通りです。

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**※
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

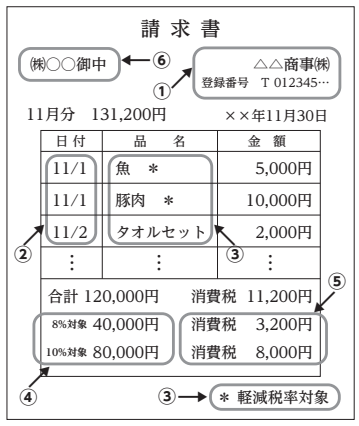

適格簡易請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**※**又は適用税率**

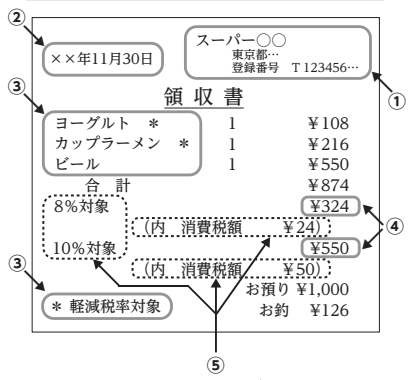

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

2 帳簿の記帳

❶ 一般課税を選択した場合（課税売上割合が95%以上を例として説明）

〈 納 付 税 額 の 計 算 式 〉

納付税額 ＝ 売上に係る消費税（売上税額） － 仕入や経費に係る消費税（仕入税額）実額 → 仕入税額控除

仕入税額控除の適用を受ける為には、**❶ 受領した適格請求書（以下インボイス）の保存**と**❷ 法定事項を記載した帳簿の保存が必要になります。**インボイス等を受領の際、登録番号等の記載の有無、登録番号が有効であるかどうか、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認しましょう。

仕入税額控除の適用を受ける為の帳簿の記載事項は以下の通りです。

⑴ **課税仕入の相手方の氏名または名称**
⑵ **取引年月日**
⑶ **取引内容（軽減税率の対象品目である旨）**
⑷ **対価の額**

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

帳簿には上記のほか、課税・非課税・不課税の税区分、10%・8%の税率区分も記載しましょう。

適格請求書発行事業者以外（免税事業者等）へ支払う経費等の取扱い

原則として、受領したインボイスの保存がないと仕入税額控除を適用することができませんが、経過措置により一定期間は**通常の請求書等でも仕入税額控除を80%受けることができます。**この経過措置を受けるためには請求書の保存と帳簿に上記の記載事項のほかに、**経過措置を受けること（例：インボイスなし等）も記載しなければなりません。**

次の取引はインボイスの保存がなくても**法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を100%受けることができます。**

●**少額特例**（税込１万円未満の取引）
２年前の課税売上高が１億円以下または１年前の上半期（個人事業者は1月～6月）の課税売上高が5,000万円以下の方が対象。特別な記帳を要しません。税込１万円未満かどうかは、**商品ごとではなく１回の取引金額で判定します。**

●**公共交通機関特例**（税込3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）の料金）
帳簿の記載事項のほか、「**公共交通機関特例**」と記載します。飛行機、タクシー代、コインパーキング代は対象外です（インボイスの保存が必要）。税込3万円未満かどうかは、**切符1枚ごとの金額や月まとめ等の金額ではなく1回の取引金額で判定します。**この他、税込3万円未満の自動販売機特例もあります。

〈その他の注意事項〉

○ クレジットカードによる経費の支払い
クレジットカードの利用明細書は、取引先が発行したインボイスには該当しませんので、別途、領収書の保存が必要です。

○ 口座振替・口座振込による家賃の支払い（請求書や領収書の交付を受けない場合）
登録番号などが記載された契約書とともに通帳（取引年月日を示すもの）や銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

このように一般課税を選択されると記帳が複雑になりますので、ご不明な点がある方は、必ず10月・11月に記帳指導を受けてください。

❷ 簡易課税を選択した場合

〈 納 付 税 額 の 計 算 式 〉

納付税額 ＝ 売上に係る消費税 － （売上に係る消費税 × みなし仕入率）

適用するにはあらかじめ税務署へ届出が必要で、2年間の継続適用がルールです。その課税期間の前々年の課税売上高が5,000万円超等の場合適用できません。
帳簿に第1種事業から第6種事業のうち該当する事業区分と10%・8%の税率区分を記載します。
簡易課税を選択した場合、受領した請求書等がインボイスかどうか確認する必要がありません。

年末調整指導会のお知らせ（予約不要）

専従者給与や給料賃金の支払いがある事業主の方は、年末調整を行い、
源泉所得税を1月22日（納期の特例適用者）までに納付することになっています。
なお、納付税額が無い場合でも税務署へ納付書の提出が必要となります。

開催期間	令和５年12月１日(金) ～ 令和６年1月22日(月) （土日祝日、12月28日～1月４日、1月15日を除く）
会　　場	一般社団法人横浜南青色申告会（市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分） 南区宿町2−44−6　☎７１３−３１１１
受付時間	９時00分 ～11時00分　　13時00分 ～15時30分 （混雑した場合は受付を途中で締切る場合がございます。）

〉〉〉〉〉〉〉〉〉〉〉 お持ちいただくもの 〈〈〈〈〈〈〈〈〈〈〈

①令和５年分所得税源泉徴収簿（支給月日、総支給金額、算出税額等を記入の上お持ちください。）
②令和５年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（記入の上お持ちください。）
③令和５年分給与所得者の保険料控除申告書
④令和５年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
⑤上半期（1月から6月）の納付書の控え
⑥納付書（税務署から送付されます。）
⑦各種控除証明書（従業員、専従者分）
- 国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等
- 国民健康保険は支払額の集計をお願いします。

⑧横浜市特別徴収センターから送付された書類

※1 開催期間中のみ年末調整の指導をいたします。
※2 ③・④は国税庁ホームページからダウンロードできます。事務局にも用意してあります。

会計ソフト ブルーリターンAの購入を検討されている方へ

会計ソフト「ブルーリターンA」の
今年度の販売は、**10月31日(火)**をもって
終了となります。
購入希望の方はお早めにお買い求め
いただきますようお願いいたします。

予定納税額の減額申請について

予定納税額の通知を受けている方のうち、その年の10月31日の状況で所得税及び復興特別所得税の見積額が、廃業、休業又は業況不振等の理由により予定納税基準額よりも少なくなる方は、11月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。
詳しくは、青色申告会事務局（713−3111）までお問合せください。

着任の御挨拶

横浜南税務署長　井上　俊生

一般社団法人横浜南青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年7月の人事異動により、横浜南税務署長を拝命しました井上でございます。前任の松崎署長同様にご厚情のほど、よろしくお願い申し上げます。

武田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別なご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和4年分の確定申告期におきましても、署の申告書作成会場の青色コーナーの運営にご協力をいただいたほか、会員の皆様に対する適正な申告にご尽力いただきました。この場をお借りし、心から感謝申し上げます。

ところで、近年あらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっており、税務行政においても、事業者のデジタル化を促進していくこととしております。会員の皆様方におかれましても、e-Taxによる確定申告及び振替納税等によるキャッシュレス納付の利用促進につきまして、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、10月1日からは消費税のインボイス制度が開始されました。当署としましては、事業者の実情に寄り添った相談会を開催するほか、引き続き周知広報等を行っていく所存でございますので、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人横浜南青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

横浜南税務署　定期人事異動

＊副署長　増永　寛仁
＊個人課税第1部門統括官　野村　卓也
＊個人課税第1部門指導担当上席　松田　隆司

各支部で青色申告普及会勢拡大会議を開催しました

10月・11月の青色申告普及会勢拡大月間に向けて各支部（寿・大岡・港南・磯子・金沢）で青色申告普及会勢拡大会議を開催しました。この会議は、支部役員が中心となって拡大月間に申告納税制度の根幹である青色申告制度の普及と新規の会員を獲得し会勢拡大を図ることを目的にしています。

当日は、多数の支部役員が出席し、各地区のお祭り等での街頭広報活動を通じて青色申告制度の普及と役員同士が情報を共有し、一致団結して会員獲得を目指していくこととされました。

会勢拡大には会員の皆様のお力も必要です。お知り合いの事業主の方がいらっしゃいましたら是非、青色申告会にご紹介ください。会員の皆様一人一人が勧奨員。「会員倍増（勧奨）運動」実施中です。ご協力をお願いいたします。

青色申告制度の普及と会勢拡大の一環として各地区のお祭り等で次のとおり街頭広報活動を実施します

◆磯子支部
9月24日㈰　午前10時から　磯子まつりに参加しました

◆金沢支部
10月21日㈯　午前10時から　金沢まつりに参加

◆港南支部
11月4日㈯　午後2時から　京急上大岡駅コンコース（独自）

◆寿支部
11月10日㈮　午後3時から　横浜橋通商店街（独自）

◆大岡支部
11月11日㈯　午後2時から　弘明寺商店街（独自）

リーダー研修会

9月5日(火)午後5時より、ブリーズベイホテルリゾート&スパにおいて、各支部（寿・大岡・港南・磯子・金沢）役員を対象にリーダー研修会を開催し、多くの役員が参加しました。第1部は、垣副副会長の司会ではじまり、鋤柄副会長の開会挨拶の後、武田会長より、本日の出席と日頃の会活動に対するお礼並びに「インボイス制度の施行を間近に控え、全会員に行き渡っていない部分もある為、更なる広報周知活動を行っていくとともに、コロナの5類移行に伴い、これからは活発に本部支部活動を行っていくので役員の皆様のご理解とご協力をお願いします。」と挨拶がありました。続いて、元横浜南税務署長で、湘南のぞみ税理士法人代表社員税理士の阿部豊明様を講師にお迎えして「税理士の立場からみた税務行政」のテーマで講演をしていただきました。はじめに、平成31年に税務署を退官後、湘南台で税理士業を開業、その後税理士法人を設立し、現在は、税理士業の傍ら税理士会の副支部長、執筆活動にも従事し、忙しい日々を送っているとお話をされた後、税理士の立場からみた税務行政の現状を、具体的事例に基づいてお話してくださいました。講演の中で、当事例を通じて感じたことを挙げられ、現役時代から貫いていた適正公平な課税に対する信念や税理士の立場からでないと見えなかった税務行政の在り方について、時にはユーモアも交えながら分かりやすくお話していただきました。税務職員と税理士の両方の立場を経験されたからこそ聞ける貴重なお話でした。講演終了後、渡邊副会長の閉会挨拶で第1部は終了しました。

第2部懇親会は、佐藤理事の司会ではじまり、鈴木理事の開会挨拶の後、忠田理事の乾杯の発声で懇親会に入りました。会場は終始談笑が絶えず、支部役員同士の懇親が深められ、午後7時30分、山ヶ鼻理事の閉会挨拶で盛会裏のうちに終了しました。

歓迎　新入会員　令和5年8・9月度

【寿】秋本　加寿馬　AKIMOTO
リフォーム等　（事）南区

【大岡】山本　弘　イズミワークス
コンサル・メンテ等　（事）南区

（敬称略）

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただいております。

当会来所時に会員カードのご提示をお願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

Panasonic Homes

不動産のお困り事、解決しませんか？
無料・完全予約制
個別相談会

新築 建替え　リフォーム 修繕　不動産管理 売却

ご好評につき、今年も開催！パナソニック ホームズグループによる個別相談会ご案内です。ご自宅やご所有不動産など、不動産に関するご相談・お困り事に、プロのスタッフが、豊富な知識でお答えします。

開催日　11月9日(木)・11月30日(木)・12月14日(木)
時　間　14時 ～ 15時　もしくは　15時 ～ 16時（各1時間）
場　所　一般社団法人 横浜南青色申告会
予約方法　事務局に電話(045-713-3111) もしくは WEB予約(弊社HP)にて

QRコード

60 ANNIVERSARY 感謝と挑戦　おかげさまで、創業60周年。

パナソニックホームズ株式会社　神奈川支社　横浜第一営業所
横浜市西区西平沼町6-1　TVKハウジングプラザ横浜内(No.29)　☎ 0120-8746-85